

## 資料5 防犯パトロール会設置規約の例

### 〇〇地区防犯パトロール会 設置規約

- 第1条 本会は、〇〇町内における安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯パトロールを中心とした地域環境の整備、住民相互の連絡等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とする。
- 第2条 本会の名称は、〇〇地区防犯パトロール会とし、事務所を〇〇公民館内に置く。
- 第3条 本会は、〇〇地区域内の住民をもって組織する。
- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- (1) 防犯パトロールの運営に関すること。
  - (2) 防犯に関する広報資料の配布とその周知徹底に関すること。
  - (3) 行政・警察等関係団体との連絡及び調整に関すること。
  - (4) 防犯パトロール用資機材の管理及び共同負担に関すること。
  - (5) その他地区内における安全・安心まちづくりの推進に関すること。
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
- |     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| (1) | 会 長 | 1名          |
| (2) | 副会長 | 〇名          |
| (3) | 書 記 | 1名          |
| (4) | 会 計 | 1名          |
| (5) | 監 事 | 若干名         |
| (6) | 委 員 | (班長・組長) 若干名 |
- 第6条 役員は、互選により定め、その任期は〇〇年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
書記は庶務を、会計は財産の管理及び金銭収支を担当する。  
監事は、財産の状況又は事務の執行状況を監査する。  
委員（班長・組長）は、班又は組を代表して会議に出席し、及び区域内住民との連絡に当たる。
- 第8条 定期総会は毎年〇月（毎年度決算終了後3箇月以内）、臨時総会及び役員は必要の都度、会長がこれを招集する。
- 2 会議は、会長が招集し、過半数の出席により成立し、議事は多数決によって決する。
- 第9条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 第10条 総会は、次の事項を協議決定する。
- (1) 規約の変更に関すること。
  - (2) 重要な事業計画及びその実施方法に関すること。
  - (3) 予算及び会費に関すること。
  - (4) 財産の処分に関すること。
  - (5) その他会長の必要と認めること。
- 第11条 軽易な事項については、役員会において協議決定することができる。
- 第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の収支決算は、監査員の監査を受けたうえ総会に報告しなければならない。

第14条 本会は、次の帳簿を備えて必要事項を記載しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会費徴収簿
- (5) 規約規程綴
- (6) 会議録
- (7) 予算決算書綴
- (8) その他

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。  
この規約は、 年 月 日から施行する。